

長第341号  
令和4年6月9日

介護職員処遇改善加算  
(介護職員等特定処遇改善加算)  
承認事業者代表者 殿

徳島県保健福祉部長寿いきがい課長  
(公 印 省 略)

令和3年度介護職員処遇改善及び介護職員等特定処遇改善  
の実績報告書について（通知）

日頃は、本県の介護保険業務の推進に御協力いただきありがとうございます。

さて、令和3年度の介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算は、令和3年4月から令和4年3月までの介護保険サービス提供分について支給されております。

貴事業者におかれましては、当該加算の活用により、介護職員等の賃金改善を実施していただいているところですが、その改善状況を県に報告する必要があります。

つきましては、令和4年7月29日（金）までに令和3年度分に係る実績報告書を郵送にて提出していただきますようお願いいたします。

なお、既に御承知のとおり、処遇改善加算及び特定処遇改善加算を受けるためには、賃金改善額が加算額を必ず上回ることが要件となっております。

加算の要件を満たさない場合については、不正請求として、加算額の全額が返還対象となる場合がありますので、御注意ください。

担 当 在宅サービス指導担当  
電 話 088-621-2169  
ファクシミリ 088-621-2840

## 令和3年度介護職員処遇改善及び介護職員等特定処遇改善実績報告書について

### 1 提出期限

令和4年7月29日（金）（必着）

### 2 提出書類

- 介護職員処遇改善実績報告書・介護職員等特定処遇改善実績報告書（別紙様式3-1）
- 介護職員処遇改善実績報告書・介護職員等特定処遇改善実績報告書（施設・事業所別個表）（別紙様式3-2）

※ 実績報告書に係る説明、様式等は、県のホームページ「介護保険についてのお知らせ」→「重要情報」→「令和3年度介護職員処遇改善及び介護職員等特定処遇改善実績報告書の提出について」に掲載しております。

アドレス：<https://www.pref.tokushima.lg.jp/kaigohoken/>

### 3 提出先

下記に郵送してください（総合事業における介護予防相当サービス等、市町村所管のサービスについては、各市町村に提出してください。）。

※封筒に「令和3年度処遇改善実績報告書在中」と朱書き願います。

〒770-5870

徳島市万代町1丁目1番地

徳島県 長寿いきがい課 在宅サービス指導担当

電話 088-621-2169

※メールアドレスをお持ちの場合は、併せて、

「zaitaku\_kaigo@mail.pref.tokushima.jp」までデータの送付をお願いします。

（この場合にも、書面の郵送は行ってください。）

### 4 注意点

- ・保険請求分にかかる加算額については、毎月国保連合会から送付される「介護職員処遇改善加算総額のお知らせ」を参考にしてください。（注：総額のお知らせには、利用者の負担も含めた10割分の金額が記載されております。）
- ・給与明細や勤務記録等、実績報告の根拠となる資料は、指定権者からの求めがあった場合に速やかに提出できるよう、適切に保管しておいてください。なお、根拠となる資料は、5年間保存する必要があります（介護保険法施行条例第5条等 H26.4.1施行）
- ・別紙様式3-1における「前年度の賃金の総額【基準額1】【基準額2】」及び「前年度の平均賃金額（月額）【基準額3】」については、令和3年度処遇改善計画書の別紙様式2-1における各基準額を原則記載してください。修正が必要な場合は、別紙様式3-1の「⑥その他」に合理的な変更理由を記載してください。